

# ○市民税所得割課税額の見方

## 【特別徴収(給与天引き)の方】 特別徴収税額決定通知書の見方

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (請税義務者用)										
所得	給与収入	未払の給与	以別の所得	所得割	市民税	県民税	特別徴収税額	決定書番号	氏名	標
所得	給与収入	未払の給与	以別の所得	所得割	市民税	県民税	特別徴収税額	決定書番号	氏名	標
所得	給与収入	未払の給与	以別の所得	所得割	市民税	県民税	特別徴収税額	決定書番号	氏名	標

「税額控除前所得割額④」の金額から「概ね1,500円～3,000円(調整控除額※)」を差し引き、77,101円未満であれば補足給付の対象となります。(父母で課税されている場合は、上記方法でそれぞれ算出した金額を合算します。)

※ 調整控除額とは、所得税と市・県民税の人的控除額の差額に起因する負担増を調整するため、市・県民税の所得割額から一定の金額を控除するもの。特別徴収税額決定通知書には調整控除額の記載欄がありませんが、概ね1,500円～3,000円となります。(扶養や所得の状況により金額が異なります。)

## 【普通徴収(納付書払い)の方】 納税決定通知書の見方

平成 年度 市民税・県民税 課税明細

通知書番号	氏名	課税標準額	市民税	県民税
営業所得 3,124,015	社会保険料控除 472,870	総合課税 2,292,000	算出税額 137,520	91,680
	生命保険料控除 28,000			
	地震保険料控除 423			
所得控除額	基礎控除 330,000	調整控除額 1,500	1,000	1,000
	所得控除合計 831,093	税額控除額 81,900	54,800	54,800
	配当割額	減免額		
	譲渡所得割	所得変動控除額		
	控配 無	配当割等控除額		
	同居老人 老人扶養	所得割額 54,100		36,000
	配偶控除	均等割額 3,500		2,300

「算出税額」の金額から「調整控除額」の金額を差し引き、77,101円未満であれば補足給付の対象となります。(父母で課税されている場合は、上記方法でそれぞれ算出し合算します。)

# ○第3子の数え方

小学校3年生までの範囲内のお子さんの中で、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子としてカウントします。

